二　生産情報公表牛肉の生産行程についての検査方法（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十八号）第一条

三　生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十三号）第一条

四　手延べ干しめんの生産行程についての検査方法（平成十六年八月四日農林水産省告示第千四百七十号）第一条

（生産情報公表牛肉の日本農林規格の一部改正）

第九　生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の生産情報の項の⑶中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「受けた生産行程管理者」の次に「又は外国生産行程管理者」を加え、同項の⑼中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第49条」を「第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項」に改める。

第四条の表示の方法の項中「生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号及び第4条の2第1項第1号に掲げる事項及び」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条第1項及び第24条第1項第1号に規定する名称並びに」に改める。

第六条の表示の方法の項中「生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号及び第4条の2第1項第1号に掲げる事項」を「食品表示基準第18条第1項及び第24条第1項第1号に規定する名称」に、「、荷口番号」を「又は荷口番号」に改める。

（生産情報公表豚肉の日本農林規格の一部改正）

第十　生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の生産情報の項の⑵中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「受けた生産行程管理者」の次に「又は外国生産行程管理者」を加え、同項の⑶中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第49条」を「第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項」に改める。

第四条の表示の方法の項中「生鮮食品品質表示基準第18条第1項及び第24条第1項第1号に規定する名称」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条第1項及び第24条第1項第1号に規定する名称」に、「、豚群識別番号」を「又は豚群識別番号」に改める。

（生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準等の一部改正）

第十一　次に掲げる告示の規定中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「受けた生産行程管理者」の次に「又は外国生産行程管理者」を加える。

一　生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十二号）二の1の⑵

二　生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百六十号）第一条

三　生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十九号）第一条

（生産情報公表農産物の日本農林規格の一部改正）

第十二　生産情報公表農産物の日本農林規格（平成十七年六月三十日農林水産省告示第千百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の生産情報の項の⑴中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「受けた生産行程管理者」の次に「又は外国生産行程管理者」を加え、同表の化学合成農薬の項中「農林物資の規格化等に関する法律施行令」を「農林物資の規格化等に関する法律施行令」に改める。

第四条の表示の方法の項中「生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号又は玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）第3条第1項第1号に掲げる事項」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条第1項又は別表第24の玄米及び精米の項に規定する名称」に改める。

（有機畜産物の日本農林規格の一部改正）

第十三　有機畜産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の動物用医薬品の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第83条第1項」を「第83条の2」に改め、同表の要診察医薬品の項及び第四条の表の健康管理の項の5の⑵中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準等の一部改正）

第十四　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準等（平成十八年二月七日農林水産省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び1の2の⑵中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則」を「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」に改める。

1に6の⑴の㈢のハ中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

様式第1号から第四号までの様式中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する施行規則」を「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」に改める。

（生産情報公表養殖魚の日本農林規格の一部改正）

第十五　生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の生産情報の項の⑴中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「受けた生産行程管理者」の次に「又は外国生産行程管理者」を加える。

第四条の表の表示の方法の項中「生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条第1項第1号に規定する名称」に改める。

（定温管理流通加工食品の日本農林規格の一部改正）

第十六　定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の定温管理の温度条件の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「受けた流通行程管理者」の次に「又は外国流通行程管理者」を加える。